

## 契約書

- 1 業務の名称 令和2年度特別展Ⅱ「鋼と色金－茨城の刀剣と刀装－」に係る図録・ポスター・チラシ・招待券等印刷及び撮影業務
- 2 規格及び数量 別紙仕様書のとおり
- 3 納入場所 茨城県立歴史館
- 4 履行期限 別紙仕様書のとおり
- 5 契約金額 円 (うち消費税および地方消費税 円)
- 6 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、公益財団法人茨城県教育財団会計処理規程第46条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、全額又は一部を免除する。

上記の契約事項について 茨城県立歴史館 館長 山口 やちゑ を甲とし、 を乙として以下の条項によって撮影・印刷業務契約を締結する。

第1条 納入物件が頭書の規格及び品質に相違すると認めるとき、又は履行期限内に指定の場所にその数量を納入しないとき、甲はこの契約を解除することができる。この場合において、乙は損害賠償その他何ら異議を申し出ることができない。

第2条 この契約解除の場合において、一部履行済のものがあるときは、その数量に相当する代金を支払うものとする。ただし、甲の都合により納入済の現品を還付することがあっても、乙はこれに対し異議を申し出ることができない。

第3条 乙の責めにより、納入期限内に頭書の物件を納入場所に納入しないときは、甲は乙から納入期限の翌日より起算しその経過の日数に応じ、1日につき契約金額に年2.6パーセントの割合で計算した額(100円未満の数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を違約金として徴収する。ただし、部分払いをした場合にあっては、残余の契約金額を算定基準とする。

第4条 甲は乙が前条の違約金を指定期間内に納付しないときは、契約金額のうちから差引いても、乙はこれに対し異議を申し出ることができない。

第5条 乙は業務を完了したときは、その都度遅滞なく、甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項の規定を準用する。

4 乙は検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該給付に係る目的物を甲に引渡すものとする。

第6条 乙は前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払を請求するものとする。この場合、一括または検査合格ごとの部分払による請求ができるものとする。

2 甲は前項の請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

第7条 契約金額は、この契約履行ののち乙の請求に基づき支払うものとする。

第8条 契約履行後であっても材料若しくは技術上の欠陥又は隠れた瑕疵等が発見された場合は、乙は無償でこれを取替え又は補修するものとする。

第9条 この契約書に定めのない事項については、甲乙協議して定めることとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年 月 日

甲 茨城県水戸市緑町2丁目1番15号  
茨城県立歴史館  
館長 山口 やちゑ

乙